

第 10 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

令和4年2月24日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 10 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和4年2月24日(木曜日)

午前10時0分開議  
午前11時1分休憩  
午前11時7分開議  
午後0時21分休憩  
午後0時26分開議  
午後0時27分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第17号)
- 議案第2号 令和3年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第10号 令和3年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)
- 議案第14号 令和3年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)
- 議案第15号 令和3年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第16号 令和3年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)
- 議案第18号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第20号 熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 財産の処分について
- 議案第79号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第18号)

出席委員(7人)

- 委員長 松村 秀逸
- 副委員長 大平 雄一
- 委員 城下 広作
- 委員 松田 三郎
- 委員 鎌田 聡
- 委員 西村 尚武

委員 坂梨 剛昭

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 藤本 聡

政策審議監 小原 雅之

環境局長 波村 多門

県民生活局長 手嶋 章人

環境政策課長 江橋 倫明

水俣病保健課長 原田 義隆

首席医療審議員 山口 喜久雄

水俣病審査課長 枝國 智子

環境立県推進課長 吉澤 和宏

環境保全課長 西村 浩一

自然保護課長 前田 隆

循環社会推進課長 小原 正巳

くらしの安全推進課長 田元 雅文

消費生活課長 福永 公彦

男女参画・協働推進課長 木村 和子

人権同和政策課長 鈴 和幸

商工労働部

部長 三輪 孝之

政策審議監

兼商工雇用創生局長 上田 哲也

産業振興局長 内藤 美恵

商工政策課長 市川 弘人

商工振興金融課長 増田 要一

労働雇用創生課長 中川 博文

産業支援課長 受島 章太郎

政策監 辻井 翔太

エネルギー政策課長 上塚 恭司

企業立地課長 工藤 晃

観光戦略部

部長 寺野 慎吾

政策審議監 府高 隆

観光交流政策課長 久原 美樹子

観光企画課長 脇 俊 也  
観光振興課長 川 寄 典 靖  
販路拡大ビジネス課長 池 田 健 三  
企業局

局 長 國 武 慎一郎  
総務経営課長 亀 丸 明 弘  
工務課長 伊 藤 健 二  
労働委員会事務局

局 長 谷 口 誠  
審査調整課長 舟 津 紀 明

事務局職員出席者

議事課主幹 山 本 さおり  
政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前10時0分開議

○松村秀逸委員長 ただいまから第10回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員会委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。今回も新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載の2つのグループに分けて、議案等に関する説明を求めることとしております。

まず、環境生活部の議案の審査を行い、休憩を挟みまして、商工労働部、観光戦略部、企業局、労働委員会の議案の審査を行います。その後、再度休憩を挟みまして、付託議案の採決を行います。

それでは、環境生活部の議案についての説明をお願いしますが、説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください

い。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、藤本環境生活部長。

○藤本環境生活部長 おはようございます。

環境生活部の議案等の説明に入ります前に、アサリの産地偽装問題について御説明いたします。

開会日の知事の提案理由説明にもありましたように、アサリの産地偽装問題につきましては、熊本ブランド全体への信頼を揺るがす危機的状況と捉え、産地偽装を根絶するための対策に取り組んでおります。

食品表示法を所管する当部では、知事の熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言に合わせて、偽装情報の受付窓口となる産地偽装110番を今月1日に設置いたしました。20日までの集計で、324件の情報が寄せられております。いただいた情報につきましては、現地調査等を実施し、違反行為に対しては厳正に対処してまいります。

また、今月8日に、国に対して、県の取組への支援と産地偽装の手口として悪用されている、いわゆる長いところルールの運用見直しなどを要望し、連携して取り組んでいくことを確認いたしました。

産地偽装は、消費者を裏切る犯罪行為であり、絶対に許されるものではありません。農林水産部や関係機関とも連携し、産地偽装の根絶にしっかりと取り組んでまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明いたします。

今回提出しております議案は、予算関係2件でございます。

経済環境常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、第1号及び第79号議案の令和3年度熊本県一般会計補正予算でございます。

この表の補正額(B)の欄の最下段でございますが、総額2,300万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容は、先ほど御説明いたしましたアサリの産地偽装対策に係る増額や水俣病総合対策費等扶助費が当初の見込みを下回ったことによる減額等でございます。

これによりまして、特別会計を含めた環境生活部の令和3年度の予算総額は、この表の(A)プラス(B)の最下段になりますけれども、183億2,400万円余となります。

そのほか、繰越明許費や債務負担行為についてもお諮りしております。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○江橋環境政策課長 環境政策課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

公害対策費で、総額739万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄でございますが、まず、1、職員給与費につきましては、環境政策課職員給として、725万円余の増額をお願いしております。

職員の給与につきましては、前年度、令和2年度に在籍していた職員を基に当初予算を編成しておりましたので、それを今年度現在の職員の給与額に合わせて補正するものでございます。

なお、この職員給与につきましては、各課とも同様でございますので、基本的には各課長からの説明は省略させていただきます。

次の2、公害対策促進費のチッソ県債関係事務費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして国との連絡会議がリモ

ートで開催されるなどによりまして、旅費が見込みを下回ったため、61万円余の減額をお願いしております。

次の3、環境立県推進費の水銀フリー推進事業につきましては、コロナ禍に対応した県民向けの啓発用の動画作成に要する費用の増が165万円余、そして、感染拡大によって水銀研究留学生の入国時期が遅れたことに伴います受入れ経費の減が90万円余、差引き75万円余の増額をお願いしております。

なお、今回増額します情報発信に要する経費は、全額国のコロナ臨時交付金を財源とするものでございます。

次に、3ページ、繰越明許費でございます。

ただいま説明しました啓発用の動画作成に要する費用165万円余につきまして、委託先の選定等に時間を要し、年度内の完成が見込めないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、2億300万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

1から3が減額要因、4が増額要因となっております。

まず、1の公害被害者救済対策費の(1)水俣病関連情報発信支援事業につきましては、水俣病発生地域の市や町が行います情報発信の支援等に要する経費でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により啓発事業が中止となったことに伴う事業費の減でございます。

(2)環境・福祉モデル地域づくり推進事業

は、水俣病発生地域の市や町が行います慰霊やもやい直しの取組への支援に要する経費でございます。これも同じく、新型コロナウイルス感染症の影響により水俣病犠牲者慰霊式が中止されたこと等による事業費の減でございます。

次に、2の水俣病患者保健福祉事業費でございますが、認定患者への保健指導事業に対する環境再生保全機構からの納付金が、財源内訳欄のその他欄にありますとおり、165万円余不足する見込みとなりましたため、財源更正を行うものでございます。

次に、3の水俣病総合対策事業費の減額は、水俣病被害者の療養費等の実績額が予算額を下回る見込みによるものでございます。

続いて、4の国庫支出金返納金の増額は、概算で受け入れていた令和2年度の水俣病総合対策費補助金の確定等に伴いまして、余剰となりました補助金を国へ返納するものでございます。返納の主な理由は、医療事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、医療機関への受診控え等がございました。その影響によりまして、扶助費の執行額が概算受入額を6%ほど下回ったことによるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

水俣病総合対策事業等委託業務で、水俣病審査課の分も含めまして、7,020万円余をお願いしております。

これは、健康診査や相談窓口といった委託業務につきましては、年度当初から実施する必要がございますので、今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

下の段、公害保健費でございますが、2,500万円余の減額補正をお願いするものです。

右側の説明欄を御覧ください。

公害被害者救済対策費のうち、(1)の水俣病認定検診費につきましては、新型コロナウイルス感染症防止のため、検診等の実施を一時見合わせたことなどに伴う所要見込額の減によるものです。

(2)の争訟対策費は、同様に新型コロナウイルス感染症防止のため、訴訟期日の出廷人数が制限されたことなどに伴う旅費等の所要見込額の減によるものです。

水俣病審査課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

下の7ページをお願いします。

まず、1段目、企画総務費の職員給与費について補足がございます。

財源内訳のその他の欄に520万円余の特定財源がございますが、これは、九州電力から企業版ふるさと納税として人員の派遣と給与相当額の寄附をいただいております。その寄附金の財源充当でございます。

次に、中段、公害対策費について、説明欄をお願いします。

1番目が環境保全基金の利息確定に伴う増、2番目の環境センター運営事業は、野外展望所の改修にコロナ交付金を活用したことに伴う財源更正でございます。

3番目の県民ゼロカーボン行動促進事業は、委託事業の入札残の減額でございます。

下段の企業局への工業用水道事業会計等繰出金は、繰り出し対象の手当て等の確定に伴う減でございます。

環境立県推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○西村環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

上から2段目、公害規制費でございますが、994万円余の減額補正並びに財源更正をお願いしております。

その内訳につきましては、右側説明欄に記載しております。

まず、1の公害防止指導費の硝酸性窒素対策推進事業につきましては、荒尾地域の削減計画の計画期間が来年度終了することから、次期計画策定に向けて、本年度、窒素負荷量等を考慮した水質調査結果の解析業務を委託予定でありましたが、データサイエンスにたけた職員が配属されたことで、委託によらず実施できたことによるものでございます。

続きまして、2の公害監視調査費の(2)航空機騒音常時監視調査機器整備事業につきましては、熊本空港周辺7か所で航空機騒音の常時監視に使用する測定機器の整備、更新を行う事業でございます。

熊本国際空港株式会社の補助制度による補助が認められなかったことから、所要見込額の減額を行うものでございます。

3段目の環境整備費でございますが、507万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄に記載しておりますが、国庫支出金返納金でございます。市町村が実施する水道施設整備事業の国庫補助につきまして、生活基盤施設耐震化等交付金における令和2年度事業分の消費税に係る仕入れ控除税額を国庫に返納するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定です。

環境衛生費で1億2,800万円余の繰越しの追加設定をお願いしております。市町村が実施する水道施設の耐震化等に対して補助するものですが、資材の入手難により工事完了が翌年度となることが見込まれ、繰越明許費の

追加設定をお願いするものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

大気汚染監視業務につきまして、PM2.5成分分析業務委託及び有害大気汚染物質監視に係る分析業務委託で、限度額103万円余の設定をお願いするものでございます。大気汚染物質の分析を行うに当たり、県保健環境科学研究所で分析できない項目を民間委託するものでございます。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料、11ページをお願いします。

3段目の観光費でございます。総額1億6,400万円余の減額を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

2の観光施設整備事業費でございますが、(1)自然公園等施設リニューアル事業は、コロナ臨時交付金を活用して、県立公園の公衆トイレについて改修を計画しているものでございます。

次に、(2)国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業、(3)国立公園満喫プロジェクト推進事業につきましては、いずれも国立公園における施設整備等を行う事業ですが、2事業合わせて2億1,000万円余の減額につきましては、国庫内示減に伴うものでございます。

12ページをお願いいたします。

(4)国立公園満喫プロジェクト推進事業(R3国経済対策分)につきましては、国の経済対策を活用いたしまして、昨年10月の阿蘇山噴火に伴う被災施設の復旧に係る補助経費1,900万円余を計上したものでございます。

13ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

観光費として、6,500万円余を計上してお

ります。これは、右側の追加設定の事業名欄にございます、先ほど説明いたしました自然公園等施設リニューアル事業と3番目の国立公園満喫プロジェクト推進事業（R3国経済対策分）は、2月補正での追加計上に伴いますものと、2番目の県有公園施設営繕につきましては、新たな工事が発生したこと等に伴いまして、繰越額を追加計上したものとなります。

自然保護課は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料の14ページお願いいたします。

資料1段目、公害対策費につきまして、158万円余の減額をお願いしております。

主なものについて、右側の説明欄を御覧ください。

3、環境立県推進費として、100万円の減額をお願いしております。これは、バイオマス利活用推進に係る国の交付金事業について、申請がなかったことによるものでございます。

左側2段目の環境整備費につきまして、141万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

1、一般廃棄物等対策費につきまして、1,853万円余の減額をお願いしております。これは、主に(1)の災害廃棄物処理基金補助事業分です。

令和2年7月豪雨に伴う災害廃棄物処理を行う市町村に補助するものですが、被災家屋の解体終了が来年度になる町村分を減額するため、1,723万円余の減額をお願いするものです。

次に、2、産業廃棄物対策費で1,672万円の減額をお願いしております。これは、リサイクル製品等利用促進事業につきまして、リサイクルに関する施設整備等の補助申請が少

なかったことなどにより所要見込額の減となったものです。

続いて、15ページをお願いいたします。

3、産業廃棄物税基金積立金で2,948万円余をお願いしております。これは、前年度分の産廃税基金充当事業の執行残額などを積み立てるものでございます。

次に、4、国庫支出金返納金として、435万円をお願いしております。これは、前年度に実施した海岸漂着物等地域対策推進事業の交付額が確定し、執行残額を返納するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

1段目の産業廃棄物適正処理対策業務は、廃棄物処理に係る法律相談業務として、弁護士との顧問契約に要する経費です。

2段目のエコアくまもとと環境教育推進事業は、エコアくまもとにおける環境教育の業務委託に要する経費でございます。

いずれも年度当初からの実施が必要であり、それぞれ66万円と1,328万円余を限度として、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

循環社会推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料の17ページをお願いします。

2段目の諸費でございますが、17万円余の減額補正をお願いしております。これは、社会参加活動推進費のうち、犯罪被害者等支援推進事業における国庫補助額の確定に伴う減額でございます。

次に、4段目の青少年育成費でございますが、314万円余の減額補正をお願いしております。

青少年育成費のうち、グローバルジュニアドリーム事業、これは、小中学生等を台湾へ

派遣し、交流活動を通してグローバル社会に視野を向けた子供の育成を図るものでございますが、新型コロナウイルス感染拡大により、台湾派遣を中止せざるを得ませんでした。それに代わり、県内版として代替事業を実施しましたが、所要額の減額に伴う補正でございまして。

次に、下段の農業総務費でございまして、1,584万円余の増額補正をお願いしております。地域食品振興対策費のうちの食品品質表示指導事業、これは、アサリの産地偽装根絶に向けた取組として、本年2月1日に開設した産地偽装110番に寄せられた情報などを端緒に立入検査等を実施するものになります。

具体的には、偽装に関する情報の収集や現地調査等を実施する体制を拡充するために会計年度任用職員の採用を予定していますが、その人件費や旅費、DNA検査を実施するための経費、告発を検討するための弁護士費用などをお願いするものです。

また、この経費につきましては、令和4年度も引き続き取り組んでまいります。このため、その次の18ページ、繰越明許費として全額繰越しをお願いしております。

熊本県産アサリ産地偽装対策、再生に向けた取組につきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

最後に、19ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加が2件ございます。

まず、性暴力被害者サポートセンター運営業務は、性暴力被害に遭われた方々からの相談等に対応するもので、公益社団法人くまもと被害者支援センターに委託しております。年度替わりでも切れ目なく相談支援を実施することができるように、2,276万円余の債務負担行為をお願いしております。

次の犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務は、犯罪被害者等に対する見舞金の申請相談に対応するもので、上記と同じくくまもと被害者支援センターに委託しております。年度替

わりでも切れ目なく相談支援を実施することができるように、77万円の債務負担行為をお願いしております。

くらしの安全推進課は以上でございまして、よろしく申し上げます。

続きまして、本議会ではアサリの産地偽装対策関連予算を提案しておりますが、農林水産部の関連予算も併せて当課から現状や課題、これまでの県の対応、関連予算の全体像について、別添資料、熊本県産アサリ産地偽装対策、再生に向けた取組みに基づき御説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

まず、アサリを取り巻く現状ですが、資料左側にあります棒グラフ、これは、近年の漁獲量になります。平成15年の6,877トンピークに、令和3年は35トンと大きく減少しています。

資料右は、アサリの輸入量になります。西暦2000年、平成12年に約7万5,000トンを記録した後、緩やかに減少し、直近の2021年、令和3年ですが、輸入量が3万419トン、うち中国が8割、韓国が2割を占め、価格は、キロ当たり200円前後で、純県産アサリのキロ当たり600円の3分の1程度となっています。

2ページは、アサリを取り巻く現状になります。

枠組みの中は、今月2月1日に農林水産省が公表したアサリ産地表示の実態調査結果になります。

全国の広域小売店、これは全国チェーンのスーパーマーケットなどになりますが、本県の年間漁獲量を大幅に上回る2,485トンが熊本県産と表示され販売されていること、その97%は外国産の可能性が高いと判定されたことが公表されております。

資料下段の左側の棒グラフは、2019年から2021年までの月ごとの輸入量をグラフ化したものです。三池、熊本、三角の税関支署、出張所を通関するアサリは、棒グラフのグレ



一、黄色、オレンジになりますが、これが出てくるのは、10月から5月の期間に集中していることがお分かりいただけるかと思えます。これは、アサリは梅雨時期の低塩分や夏場の高水温に弱いため、本県で蓄養に適した期間は10月から5月と考えられるためです。

これら3か所で通関した輸入アサリの全てが本県で蓄養されていると仮定しますと、2021年の輸入量全体の約30.5%と推測されます。

3ページをお願いします。

アサリ流通のイメージです。上が県産の天然生きアサリの流れで、下が輸入アサリの流れになります。

天然生きアサリは、その8割程度が県魚連から指定商社への共販として出荷されています。

下段の輸入アサリについてですが、本県の蓄養場に入る可能性が高い三池、熊本、三角を通関する輸入アサリは、上の細い矢印のとおり2,448トンで、輸入アサリ全体の約2割程度です。

一方で、下関を通関する輸入は、8,364トンで、輸入アサリ全体の約8割近くにも及んでいます。

なお、一番下に、養殖と蓄養の違いを載せております。蓄養は、一時的に保管する行為であり、アサリ搬入が容易な陸に近い部分で行われ、アサリ漁場とは明確に区分されています。

下の4ページをお願いします。

原産地表示と長いところルールについての説明になります。

一番下に記載していますとおり、アサリの場合は、魚類のように大きさで生育年数の判別が困難であり、県としては、このルールの適用見直しを国に要請しています。

5ページをお願いします。

アサリ産地偽装に対するこれまでの対応になります。

原産地表示がルール化された平成15年以降の状況になります。

食品表示法などにに基づき、県が指示及び公表を行った事案が8件ございます。いずれも外国産を熊本県産などと偽装表示したのですが、うち明らかに蓄養が確認できたもの、つまり長いところルールが悪用されたものが、表中の右側赤丸が付いた4件となっております。

下の6ページは、国や他自治体の措置分になります。

九州農政局管内では、これまでに14件の指示及び公表が行われています。御覧のとおり、他県におきましても大多数が外国産を熊本産と表示しており、措置権限を有する国や各県において指示、公表が行われております。

7ページをお願いします。

今回のアサリの産地偽装に対する県の対応をまとめたものです。

県では、この危機的状況を打開し、産地偽装の根絶に向け、5つの取組を進めていくこととしています。

まず1つ目が、2月1日に発出しました産地偽装をあぶり出すための熊本県産天然アサリの緊急出荷停止宣言です。

2つ目が、2月11日の新聞広告をはじめとするアサリ産地偽装の根絶と風評被害の防止に向けた積極的な広報で、3つ目が、産地偽装110番による疑義情報の収集になります。

4つ目が、2月8日に実施しましたアサリ産地偽装に係る国への要望、そして5つ目が、これからの取組となるアサリ産地偽装を防ぐ仕組みづくり、熊本県産アサリブランド再生協議会による検討となります。

8ページは、前ページで説明した5つの取組のうちの2つ目の取組である積極的な広報として実施しました新聞広告になります。

9ページをお願いします。

3つ目の取組である産地偽装110番では、

2月22日現在で327件の情報提供があつておりますが、7割以上が県外の方からの情報提供になります。

なお、東京などの大消費地の店頭でも熊本県産のアサリはなくなり、代わって北海道産のアサリを多く見かけるようになったとの情報を得ています。

下の10ページをお願いします。

4つ目の取組となる国への要望です。

2月8日に、知事が金子農林水産大臣と若宮内閣府特命担当大臣に直接手渡して、取締り体制の整備や長いところルールの運用見直し、トレーサビリティ制度の構築など4点を要望しています。

要望に対し、両大臣からは、アサリの偽装は消費者の信頼を揺るがしかねない深刻な問題という共通認識を示していただいた上で、県や関係省庁と連携し、取り組んでいくという趣旨のコメントをいただいております。

11ページをお願いします。

ここからが、5つ目の取組となる熊本県産アサリの産地偽装対策・再生に向けた取組みになります。

右上の枠囲みの中に、この取組に係る経費として予算額1億5,100万円とありますが、本議会に2月補正予算として提案させていただいております。

中ほどに、事業概要として、Ⅰ、Ⅱの2項目を示しておりますが、次ページ以降で説明させていただきます。

12ページは、Ⅰ、アサリ産地偽装根絶に向けた取組みになります。主に、環境生活部の取組となります。

まず、(1)は、産地偽装110番に寄せられた疑義案件に対する立入検査の実施です。

(2)では、疑義案件のアサリを買い上げ、DNA検査を実施すること、(3)では、疑義案件に対する行政措置や悪質案件に対しては告発の検討を行います。

(4)では、長いところルール見直しに取り

組んでまいります。

13ページをお願いします。

Ⅱ、アサリ産地偽装を防ぐ仕組みづくり、風評被害対策等です。

この対策としては、(1)から(6)までの6つの取組を行うこととしており、農林水産部における取組となります。

(1)から(3)は、一昨日、2月22日に第1回目の開催をしました熊本県産アサリブランド再生協議会による産地偽装を防ぐ仕組みづくりとブランド力向上の取組です。

(4)から(6)が出荷再開に向けた漁業者の漁場保全活動などへの支援や県産水産物への風評被害対策に加え、出荷再開後を見据えた県産アサリの資源保護の取組への支援となります。

具体的な内容は、次ページ以降に掲載しております。

下の14ページは、(1)熊本県産アサリブランド再生協議会の概要になります。

協議会は、逸見熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター教授を座長に、生産者、流通業者、小売業者などの流通の川上から川下までの各関係者、さらには消費者団体及び弁護士を加えた7名の委員で構成しております。

第1回目となった22日は、県産アサリ資源及び流通の現状と県産アサリを消費者に届ける仕組みづくりに向けた課題について整理をしました。

今後、年度末までにあと2回開催し、県産アサリを消費者に確実に届ける仕組みづくりとブランド力向上の取組方針を決定する予定です。

15ページをお願いします。

(2)産地偽装防止プロジェクトでは、まず流通の川下側からの取組として、産地保証された県産アサリを購入できる販売店を認証する制度を創設します。

一方、供給する川上側からは、生産現場か

ら販売店までの流通を監視できる体制の構築に取り組み、川上と川下の両側から対策を講じてまいります。

また、(3)「熊本県産アサリ」のブランド力向上プロジェクトとして、新たに流通する県産アサリの販売促進フェアや広報を行います。

下の16ページは、(4)県産アサリの出荷停止・販路再構築に伴う支援として、各漁協及び漁業者が出荷再開に向けて行う漁場保全活動や県産アサリの再出荷に伴う新たな取組への支援を行うものです。

(5)は、ハマグリなどに代表される県産水産物の風評被害緊急対策で、風評被害を受けた漁業者支援のための無利子貸付制度を創設するほか、ハマグリ等の販売促進、宣伝広報への取組を支援します。

なお、東京等の大消費地でのアサリ産地偽装に伴う風評被害の有無について、東京事務所を通じて調査しておりますが、今のところアサリ以外の熊本県産の農畜産物には確認されておられません。

17ページをお願いします。

(6)県産アサリ保護対策として、出荷再開後の県産アサリの生産量を確保するため、ナルトビエイなどからの食害、風や波による逸散から保護する被覆網設置の支援などの取組を支援します。

以上、御説明した内容により、県産アサリの産地偽装対策と再生にしっかりと取り組み、熊本ブランドの再生に向け、知事を先頭にしっかりと取り組んでまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、20ページをお願いいたします。

右側の説明欄の2、消費者行政推進費でござ

いますが、476万円余の減額をお願いしております。

主な事業といたしまして、(1)の消費者行政推進対策事業は、消費生活審議会の運営や不当な取引を行う事業者の行政指導に要する経費でございます。

(2)の地方消費者行政推進事業は、県が実施します市町村職員相談員の研修や市町村が取り組む事業への支援に要する経費でございます。いずれも、コロナ禍に伴う会議や研修会のオンラインへの変更など所要見込額の減による減額でございます。

(3)の消費者自立のための生活再生総合支援事業は、感染症拡大や豪雨災害に伴う経済的な課題をはじめ、生活再生の支援が必要な方に対し、債務整理から生活資金の貸付けまでの一貫した支援を行うものでございます。

また、(4)の災害関連消費生活相談機能強化事業は、相談窓口の強化等に要する経費でございます。いずれも、一般財源からコロナ臨時交付金への財源更正を行いますとともに、(4)につきましては、無料相談会の広報委託料など所要見込額の減による減額をお願いしております。

3の消費生活センター費は、県消費生活センターの相談、啓発事業に要する経費でございます。相談員の人件費など所要見込額の減による減額をお願いしております。

続きまして、資料の21ページをお願いいたします。

2本の事業に係る債務負担行為の追加でございます。

上段の消費者問題解決力強化事業につきましては、県消費者生活センターの相談に対して、法律専門家からの助言を受けるとともに、消費者被害救済制度の周知、広報を実施するものでございます。

下段の消費者生活再生総合支援事業につきましては、先ほど財源更正をお願いした事業の次年度分でございます。いずれの事業も、

年度替わりでも切れ目なく相談に対応できるように、債務負担行為をお願いしております。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

説明資料の22ページをお願いします。

2段目の社会福祉総務費の右側説明欄2、社会福祉諸費のコロナ対策分、くまもと県民交流館管理運営事業費として、2,900万円余の増額をお願いしております。

コロナの臨時交付金を活用し、くまもと県民交流館パレアの令和3年4月から今年3月までの利用料金収入の減少分について、コロナ前の令和元年度をベースに指定管理者への継続支援をお願いしております。

パレアの利用料金収入は、全額が指定管理者の収入として運営経費等に充てられますが、これが例年の5割程度まで落ち込み非常に厳しい経営状況が続いていることから、支援をお願いするものです。

男女参画・協働推進課は以上でございます。よろしく願います。

○鈴人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料は、23ページをお願いいたします。

まず、上段の諸費でございます。413万円余の減額をお願いしております。

一番右、説明欄をお願いいたします。

2番、人権啓発推進費につきまして、642万円余の減額補正をお願いしております。

内訳といたしましては、(1)人権啓発活動市町村委託事業、これは、市町村が行う人権啓発活動を支援する経費でございます。国庫委託額の確定に伴う減でございます。

(2)広報・啓発事業、これは、当課が行う人権広報・啓発事業でございます。国庫委託

額の確定に伴う減でございます。

次に、下段の社会福祉総務費でございます。1,879万円余の減額補正をお願いしております。

一番右、説明欄をお願いします。

2番、地方改善事業費につきまして、603万円余の減額をお願いしております。

内訳といたしましては、地方改善事業費、これは、市町村が設置、運営する隣保館事業を支援する経費でございます。所要見込額の減ということでございます。

おめくりをいただきまして、資料24ページをお願いいたします。

320万円の債務負担行為をお願いしております。これは、人権啓発業務、具体的には熊本ヴォルターズと提携、協力した人権啓発のための業務委託でございまして、年度当初から実施するために債務負担行為をお願いするものでございます。

人権同和政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明してください。

なお、本日は先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようお願いいたします。

おって、くらしの安全推進課が説明の際に使用しました別添資料は、経済環境常任委員会のほか農林水産常任委員会に関する内容が含まれております。質疑の中で本日お答えできないものについては、後日、担当部局より御説明させていただきますので、御了承ください。

それでは、質疑はありませんか。

○城下広作委員 では、大事な問題ですから、17ページ、くらしの安全推進課で確認させてください。

今回の補正の分で、アサリの産地偽装に係る立入検査とかDNAの調査等あるんですけども、これまで、わざわざ今回国がこうやった形で偽装があるということを発表される前に、うちの県としてはこのアサリの産地偽装に係る立入検査というのは定期的に行っていたのかいなかったのか、過去に偽装なんかもありましたので、それを受けて偽装の可能性があるとということで、定期的にそういうことをやっていたのか、間がどうなのか、ちょっとそのことを確認させてください。

○田元くらしの安全推進課長 立入検査でございますが、当課では、いわゆる疑義情報、偽装の疑いがある情報、これが端緒を把握した場合、業者に赴いて立入検査を実施しておりました。

定期的に行っていたかということですが、それにつきましてですね、定期ではなく不定期ということで、随時やっていたという形になります。

以上です。

○城下広作委員 そのときに、情報があってこれはおかしいと、どうも実際と違うと、そういう中で流通しているという認識は、その当時持っていたんでしょうか。そしてそのことに対して手を打ってきたのかということを確認します。

○田元くらしの安全推進課長 平成15年以降、指示、公表した案件が8件ございますというのを先ほどの資料で御説明しましたが、そういった偽装事案を県が実際に指示、公表しておりますので、あるだろうという疑いは持っておりました。

ですから、立入検査に入る場合もそういった観点を持って立入検査に入るわけですが、やはり、業者の書類保管が努力義務だったり、あるいは書類の保管が極めて短期での保存しか求められていないということなものですから、なかなか検査に入っても事実がどうなのかというのを私たちが確認できない場合が結構ございました。

以上です。

○城下広作委員 この問題が発覚して私たちもいろんな情報を聞いて、そういうことがあったのかということで驚くような話もたくさんあります。実例はもう言いません。

だから、そういうことを踏まえて、恐らく可能性があるなら、今後対策をするときにやっぱりそういう抜け道がないような形の対策をしっかりと検討しないとまた同じようなことが起こるといことが心配されるから、それをしっかりと考えながら次の対策を打つということが大事なというふうに思います。

もう1点、このDNA検査で、中国産、熊本のもとの物と判別ができるというんですけども、私は素人で分かりませんが、例えば蓄養で中国産を熊本の海にまく、全部取りきらない、残る、そうすると元来の物と要するに輸入物とがどこかで一緒になるということで、それが一緒になった場合のDNAというのはどうなるのか、どちらとも、2つの因子を持つとか持たないとか、そういうのは分かるんですか。参考に教えてください。もし分かるなら。

○田元くらしの安全推進課長 DNA検査で判明する内容につきましては、日本国内で漁獲されるアサリの多くがどういう判別をされるかといいますと、日本沿岸韓国南岸地域系群というDNAになるということです。

中国産アサリの多くは、中国沿岸韓国西岸地域系群というように分類されるということ

です。

ですから、日本沿岸なのか中国沿岸なのかというところで、中国産、国産を見分けるのだなというように考えておりますが、先生が今おっしゃられた国内に持ち込まれた中国産アサリと国産アサリ、DNAが攪乱するのではないかという話ですが、私、専門家ではないので確実なところは言えないですけども、これは攪乱する可能性はゼロじゃないなということで考えます。

○城下広作委員 何を心配したかという、例えば2か月後にしっかりと中国産の明確に輸入した物との区別はできたとしても、残った物と地元の本来の分が一緒になった形でそこ生育が広がっていくと、せっかく地元で純粋にやっても、そういうことが混ざったときにはそれをどう扱うのかという、その心配があるのかなと思ってですね。それを今後大事な、何といいますかね、区別の仕方、判別の仕方というのはややこしいのかなという心配があったものですから。

いずれにしても、そういうことも踏まえてしっかりと偽装がないような形の出荷ができる新しいシステムに期待をしたいと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 アサリの偽装問題、大変な問題でありまして、これから対策が打たれていくということで、その対策に期待をしたいと思いますけれども、先ほど御説明ありました産地偽装110番に22日までに327件ということで、7割が大体県外からということでございますけれども、出荷停止を2月8日かそのくらいでしたかね、されてきて、それでどうなんでしょうか、現状として、これまで327件です

けれども最近になっても連絡がかかってきているのかということと、あと、いわゆる内容での疑義案件ですね、疑義案件でこの立入調査とかを実施するというところでございますけれども、いまだにどこかで熊本県産というのを見たよとかそういったことで110番がかかってきているのか、ちょっとその辺の最近の状況をお知らせいただきたいと思います。

○田元くらしの安全推進課長 まず、110番の通報件数なんですけれども、このところもう1桁台の日にちが連続しております。ちなみに22日火曜日は零件でした。

先ほどの数字は、22日現在の数字を出しておりましたが、昨日はどうだったのかといいますと、昨日はホームページに3件の書き込みをいただいております。

どういった内容が多いのかといいますと、ほぼ御意見が多いですね。熊本県産アサリはもう二度と買わないとか、もうアサリだけじゃなくて熊本県の農水産物は何も買わないとかそういったものも多いんですけれども、実際に熊本県産が置かれていたというような情報もございました。2月11日からは市場には熊本県産は出ないだろうというように予測しておったんですけれども、その前にも当然ございました。その後にも熊本県産が売られていたというものがございましたので、2月11日以降の分につきましては実際に買取りしましてDNA検査に回すというような手順を踏んでおります。これが数件ございました。

全般的に、全国から熊本県産はなくなった、中国産なんかが多く売られている、これはどういうことかというような話もあるんですけれども、熊本県産と表示されたアサリに対しては的確に対応しているつもりであります。

○鎌田聡委員 こういった110番、ほとんどが御意見ということで、かなりそういった意

味での風評被害というのは大変な影響が出ていると思いますので、そこはそことして、またブランド再生委員会で議論して対策打たれていくというふうに思いますので、そちらの対策を待っていきたくと思いますけれども、今御説明いただきました11日以降もまだ何か見られたということですね、出てきているということでもありますけれども、それは大体県外なんですか。

○田元くらしの安全推進課長 はい、県内もありますし、県外で売られていたという電話もございました。

○鎌田聡委員 これだけ問題になっていながらいまだにそういった状況が、件数が減ったとしても続いているということでは、やっぱりしっかりと取組を今回やっておかないとまた同じようなことになってしまいかねないと思いますので、大変な取組になると思いますので、しっかりと対応していただきますようお願いしておきます。

以上です。

○松村秀逸委員長 要望ですね。

○鎌田聡委員 はい。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 私も関連でアサリの偽装についてお尋ねしたいと思いますが、藤本部長に以前もお伺いしたことでありますが、冒頭の総括説明で、長いところルール、これ実際、別添の資料も国への要望ですね、10ページの2番でなさっておられます。

これを見ると、現行の長いところルールの適用から除外していただきたいと。以前も御説明いただきまして最後のほうがちょっと分かりにくかったのが、つまりこれは法律とか

政令を変えてくださいという話じゃなくて、実際の運用を変えるレベル、レベルということ、非常に軽い発言かもしれませんが、ということは、国に、これ消費者庁に対してではありますが、全般的にルールを見直すということ非常に時間もかかったりとか検討を長く要したりするんでしょうけれども、少なくともこれだけの大きな問題になったので、アサリに関してはその特殊性を考えて適用から除外してくださいと、そういう運用をしてくださいと要請すると、我々からするとそう時間かからずに「はい分かりました。これは大変なことですからアサリは除外しましょうね。」というようにとんとん拍子にいくのかなと、少なくともこの2か月間の出荷停止期間のうちに運用を変えて、2か月後、2か月相当期間後ですね、もうぴしっと運用を変えて適用除外しますということが出来るのかなあって簡単に思っておりますけれども、今国とのやり取りですね、知事が要望なされた以降もいろいろなやり取りがされていると思いますけれども、2点、今言いましたその状況と、もう1回確認すると、国が運用を変えますと言わないと適用除外できないのかということちょっとお尋ねしたいと思います。

○藤本環境生活部長 この問題本当、冒頭私も説明しましたけれども非常に大きな問題で、これをしっかりやらないとまさに熊本ブランドが失墜するという問題だと認識しまして、知事を先頭に今立ち向かっております。

私どもは、知事が申していますとおり、2か月後にはきちんとした本物のアサリを流通させると、流通させると言うことはもうそれ以外は逆に言うと偽物になるので、その段階でしっかり取締りを行うというのが私たちの部の役割だと思っていまして、まず農林水産部にはしっかり本物をつくっていただきたいと思っています。その上で、取り締まるときにやっぱりその長いところルールというのは

非常に、あるいは蓄養という問題がやっぱり問題になってきてまして、長いところルールを外してもらえば、アサリは全て外国産になるので一番いいと思っているんですけども。そこで消費者庁との状況なんですけれども、消費者庁も、確かに熊本県、ほとんどのアサリが熊本県になっていたんですけども、やっぱり北海道産ですとか愛知産ですとかほかのアサリもあります。それから、実はほかの貝類の話もあるようですね、カキとかシジミとか、いろんな熊本だけじゃなくてほかの産地もあるので、その辺の状況も勘案して恐らく考える必要があるというような発言もちょっとありました。

今ちょっと状況を確認しておりますけれども、あまりまだ取れていませんで、なかなかガードが固くてですね。ただ、この2か月で、本物を出すという趣旨は十分伝えてますので、この間にしっかり国のほうも対応しますということは聞いておりますので、実はまた明日もちょっと上京、行こうと思っているんですけども、その辺確認してまいりたいと思っています。

それから、2点目は何だったですか、今の状況——（「運用を、国が決めないで……」と呼ぶ者あり）国が決めないといけないのかってというのは、やはりこれ委員おっしゃったように法律があって、あるいは政令があって、それに基づいて運用があるんですけども、このルール自体は先ほど言いましたように消費者庁が全国的向けに出しているルールですので、もっと詳しく言うとQ&Aとかいう形で出している、まあ通知を基に出しているんですけども、そこに書く以上は先ほど言ったほかの全国的なルールにもなりますので、やはり県だけでというより国が対応しないとできないと。県だけで勝手に解釈してやるわけにはいきませんので、そこは国に強く求めて連携してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 今おっしゃったようにですね、例えば消費者庁のほうはカキとか何とかほかの産地もあると。それはあるんでしょうけれども、ことアサリはこれだけ問題になって、しかも消費者庁って大体これは厳しくするほうには何か積極的にやるでしょうから、今おっしゃったように、これから2か月後、その先もずっと含めて取締りとか立入検査をする場合に、将来的にここにあるような認証とかトレーサビリティというのがしっかり整備されているような状況だったらまだしも、その前に立入検査して、しっかりした立入検査なりそういう取締りができるかどうかは、大きくはその長いところルールにかかっているんだらうと。はっきりこの基準がこう変わってまして、おっしゃるように、これ以外はもう偽装です、きちんと守ったのは熊本県産ですというような。たくさんあれば、なかなか検査するほうも大変だと思いますので、そこがあるかないかは非常に大きな問題だと思うんですね。ですから、明日以降またいろいろ協議なさるといことですが、ほかのことはもう我々あずかり知りません、アサリだけは適用除外しますっていうのはそう影響はないのかなと思いますので、しっかり協議をする上で、そういう説得力を持ったこちらからのですね、熊本県の事情も説明していただければと。

これ要望で結構です。

○松村秀逸委員長 要望ですね。

○松田三郎委員 はい。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○西村尚武委員 関連でちょっとお聞きしたいんですが、産地偽装ということですね、例



えば原産国中国とか韓国とか海外産という部分で表示すれば販売は一切問題ないとは思いますが、ただ、今現在、蓄養の総量をですよ、海の中だけん分からぬと思いますけれども大体どのくらいあるのかというのをもし把握しておられれば教えていただきたいなど。

○田元くらしの安全推進課長 蓄養だけじゃなくてアサリの漁獲がどれだけあるのかというのは、水産振興課のほうが把握しています。向こうの資料では、令和2年には県産アサリは21トンしかなかったと。令和3年は35トン、若干増えたというような資料はございますが、蓄養アサリがどれだけかというのは、私も水産のほうから聞いておりませんし、あちらが把握しているのかどうかもちょっと私では確認できません。

○西村尚武委員 なかなか海の中のことだから分かりにくいと思うんですけども、現状どのくらいあるのかというのを把握しながら対処していくのも大事なのかなと思うものですから。

それとまた、アサリだけじゃなくて、ほかの農産物関係もいろいろ心配なところがあります。その辺はぜひよろしく願いいたします。

要望です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩いたします。

再開は、11時5分。

午前11時1分休憩

午前11時7分開議

○松村秀逸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を

議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

説明については、商工労働部、観光戦略部、企業局、労働委員会の順で説明をお願いします。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

また、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、初めに商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○三輪商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ち、県内の景気、雇用情勢及び新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、概略を申し上げます。

初めに、県内の景気について、2月4日に公表されました日銀熊本支店の金融経済概観では、「基調としては持ち直しているが、感染症再拡大により下押し圧力が強まっている」とされております。

また、12月の有効求人倍率は1.29倍と前月を上回っており、雇用、所得情勢については、「改善の動きがみられている」とされております。

今後とも、商工団体と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症が県内経済に与える影響を注視してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、年明け以降急激なスピードで感染拡大が続き、先月21日には、本県にとって3度目となるまん延防止等重点措置が適用され、県内全域の飲食店に対して営業時間短縮を要

請するなど対策を強化いたしました。

さらに、今月10日には、この重点措置を3月6日まで延長することが国において決定され、これに伴い、営業時間短縮要請も延長させていただいております。

商工労働部では、経済的な影響を受ける事業者の皆様に対する支援や地域経済の回復に向けた事業に取り組み、引き続き、感染防止と経済活動のベストバランスを追求してまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案の概要について御説明申し上げます。

資料の25ページをお開きください。

令和3年度2月補正予算は、総額で47億400万円余の減額をお願いしております。内訳は、一般会計で47億8,700万円余の減、特別会計で8,200億円余の増、資料には記載はございませんが、特別会計の内訳は、中小企業振興資金特別会計で6億5,800万円余の減、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計で7億4,100万円余の増でございます。補正後の予算総額は、1,549億2,300万円余でございます。

主なものとしましては、一般会計で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する事業復活おうえん給付金の創設、半導体産業のさらなる集積に向けたビジョンの策定に要する経費に係る増額補正などがございます。

また、来年度への繰越しと委託契約等に係る債務負担行為の設定についてもお願いしております。

さらに、1月に行わせていただきました専決処分についても御報告いたします。

次に、条例等議案ですが、熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条令の制定及び工業団地の売却に係る財産処分について、御審議をお願いしております。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○市川商工政策課長 商工政策課でございます。

資料、26ページをお願いします。

主立ったところを中心に説明させていただきます。

まず、2つ目の囲みのところですが、商業総務費でございますが、136億5,300万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1番としまして、商工政策課の職員給与費として、600万円余の減額をお願いしております。

職員給与の当初予算につきましては、前年度に在籍しておりました職員の給料を基に積算をしておりますので、今年度勤務する職員の給与に合わせて補正をお願いするものでございます。

職員給与費につきましては、以下、各所属の分も同様でございますので、各課の説明のほうは省略させていただきます。

次に、2の(1)営業時間短縮要請協力金事業について、まず、1つ目のポツ、新型コロナウイルス感染症の第4波及び第5波に係る協力金の支払いが完了しましたので、実績額に合わせて222億2,800万円余の減額をお願いしております。

次に、第6波に係る協力金について説明いたします。

第6波では、飲食店への営業時間短縮要請の期間は、国のまん延防止等重点措置の期間に合わせております。同措置の期間は、まず1月21日から2月13日までとされておりました。

たが、その後、期間が延長され、3月6日までとなっております。このため、2回に分けて予算の補正をお願いしております。

資料の55ページをお願いします。

まず、1月21日から2月13日までの期間に係る協力金をお支払いするため、1月21日に98億6,800万円余の増額補正を専決させていただきました。

次に、資料お戻りいただきまして、26ページをお願いします。

2の(1)、2つ目のポツになります。

延長されました2月14日から3月6日までの期間に係る協力金のお支払いに必要な予算として、83億2,800万円余の増額をお願いしております。

なお、これら第6波に係る協力金につきましては、年度内に支払いを完了するのが難しいため、それぞれ繰越明許費の設定をお願いしております。

次に、2の(2)飲食店の感染防止対策に係る認証事業についてです。

県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりを推進するため、昨年6月から認証制度を運用しており、2月17日現在の認証店の数は約7,500店舗となっております。

この制度を令和4年度も引き続き運用していくため、今後の認証申請の審査並びに認証店における感染防止対策の水準維持のために実施するアドバイザーによる現地調査などの経費として、2億5,300万円余の増額補正をお願いしております。これは、国から配分された新型コロナ臨時交付金を有効活用するため、令和4年度の実施事業に係る経費を前倒して、2月補正で計上させていただいております。そのため繰越明許費の設定も併せてお願いしております。

商工政策課は以上です。よろしく申し上げます。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課で

ございます。

資料、30ページをお願いいたします。

補正予算について、主なものを説明させていただきます。

まず、一般会計でございます。

商業総務費につきまして、3億7,660万円余の増額補正でございます。

右側説明欄1の(1)まちなかにぎわい回復支援事業につきましては、11月補正予算で実施しました事業について増額をお願いするものでございます。

(2)ポストコロナ商店街機能再構築支援事業は、空き店舗の活用や地域コミュニティ拠点の機能整備など、商店街の機能や魅力の向上に資する取組への支援に要する経費でございます。

次に、下段、中小企業振興費としまして、22億5,400万円余の増額補正でございます。

31ページをお願いいたします。

説明欄2の金融対策費として、(1)中小企業金融総合支援事業について、今年度の融資見込みに合わせて減額を行うとともに、(2)基金積立金として、事業者の資金繰り支援に係る新型コロナ対応の地方創生臨時交付金を積み立てるものでございます。

また、一番下の5の中小企業振興指導事業費では、まん延防止等重点措置が適用されました5月、6月、8月、9月の一時金の支払いが完了したことに伴う減額でございます。

32ページをお願いいたします。

(2)の新型コロナ対応事業者支援総合補助金につきましては、新型コロナ交付金を活用し、今後の感染拡大の状況等を踏まえた事業者の事業継続、発展等の支援に要する経費でございます。

その中で、まず1つ目として、事業復活おうえん給付金、国の経済対策で現在実施されている事業復活支援金に県独自の上乗せ措置を行うとともに、令和2年7月豪雨災害の事業者さんにつきましては横出し支援を行う予

定でございます。3月末には事業概要が公表できるように準備を進めてまいります。

それと、2つ目に事業継続おうえん給付金として、新型コロナ関連融資の償還が本格化する中で、融資残高を有し売上げが減少している事業者を、県独自に、給付金により支援を行うものでございます。こちらは、1つ目の事業復活おうえん給付金の執行状況等を踏まえ、詳細を決定してまいります。

33ページをお願いいたします。

(4)熊本県リボン企業創出支援事業として、廃業企業者の経営資源を活用した事業の承継や廃業事業者の再チャレンジの支援に要する経費でございます。

次に、中段の商工施設災害復旧費で、67億7,400万円余の増額補正でございます。

説明欄(1)が熊本地震関連、(2)が令和2年7月豪雨関連でございます。事業の執行状況を踏まえて減額を行うほか、(2)のなりわい再建支援事業におきましては、やむを得ない理由により今後の申請とならざるを得ない事業者に対応するため、国の補正予算を踏まえ計上するものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

中小企業振興資金の特別会計でございます。

上段の元金、中段の利子につきましては、中小企業基盤整備機構へ償還を行うもの、下段の一般会計繰出金は、県分を一般会計に繰り出すもので、償還実績に応じて補正を行うものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

上段、商工費で54億700万円余につきましては、そこに記載の4つの事業につきまして、今回の補正予算に伴い、繰越しをお願いするものでございます。

次に、災害復旧費で69億8,000万円余の設定でございます。中小企業等復旧・復興支援事業につきましては、今年度に交付決定を行

う事業者について、年度内の完了が見込めないため繰越しを行うもので、なりわい再建支援事業につきましては、今回の補正予算に伴い繰越しをお願いするものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段は、なりわい再建支援補助金に係る受付センターの委託について、年度当初から行う必要があるため、設定をお願いするものです。

また、下段のなりわい再建支援利子助成につきましては、今回の補正予算に伴い、利子助成を3年間行うことに伴い設定をお願いするものでございます。

少し飛びまして、57ページをお願いいたします。

第20号議案、熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

58ページの概要で説明をさせていただきます。

条例改正の趣旨としまして、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金により設置したこの基金の活用期間を延長することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

改正の内容は、地方創生臨時交付金の国の取扱いを踏まえ、基金の失効の期限を1年間延長し、令和9年3月31日とするものでございます。

施行日は公布の日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料、37ページをお願いいたします。

主な内容について御説明いたします。

まず、下段の職業訓練総務費について、9,255万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄の2、職業能力開発業務運営指導費の(2)外国人材受入事業者支援事業については、技能実習生等が入国する際の水際対策に対する助成でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人の入国制限が継続されたことに伴い、当初見込みから減額を行うものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

下段の職業能力開発校費について、2億7,328万円余の減額補正をお願いしております。

次ページ、説明欄の(4)離職者訓練事業については、厚生労働省からの委託を受け、民間事業者に再委託し、離職者の職業訓練を行う事業です。受講者数が計画数を下回ったことに伴い、訓練事業費の減額を行うものでございます。

次に、下段の失業対策総務費につきましては、2億173万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄の(1)新型コロナ対応雇用維持・確保支援事業ですが、これは、製造業をはじめ人手不足に悩む企業に対し専門家を無料で派遣し、求職者目線に立った採用に関するアドバイスなど、伴走支援によりまして採用力向上を図るための経費でございます。

下の(2)新型コロナ対応再就職支援プログラムにつきましては、離職を余儀なくされた方の再就職を促進するため、委託事業者において失業者等を雇用した上で、県内の、特に人手不足分野の企業に派遣しまして、正規就労につなげるための経費でございます。

41ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

失業対策費で2億173万円余の繰越明許費の設定をお願いしております。

備考欄の新型コロナ対応雇用維持・確保支援事業、新型コロナ対応再就職支援プログラムにつきましては、ただいま増額補正をお願い

いたしました事業であり、予算額の繰越設定をお願いするものでございます。

42ページをお願いいたします。

職業訓練費で1億8,655万円余の繰越明許費の変更設定をお願いしております。

右の追加設定の事業欄の3ポツ目、外国人材受入事業者支援事業につきましては、先ほど御説明いたしました技能実習生等が入国する際の水際対策に対する助成です。今後、入国制限の緩和によりまして技能実習生の入国が見込まれるため、所要額について繰越設定をお願いするものでございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加を5事業お願いしております。

いずれも、4月の年度当初から各種相談等の事業を行うための委託契約を今年度内に行う必要がございますので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

上段の離職者訓練等委託業務は、2か年または3か年にわたる離職者訓練コースについて、債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

下段の就職氷河期世代活躍促進事業は、若者サポートステーションやオンラインを活用した就職氷河期世代の支援のため、債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○受島産業支援課長 産業支援課でございます。

説明資料の45ページをお願いいたします。

2月補正予算の概要について、主なものを御説明いたします。

まず、表3段目の工鉦業振興費でございま

す。4,278万円余の減額をお願いしております。

主なものを御説明いたします。

(1)地場企業立地促進費補助は、地場企業の設備投資や雇用に対して助成を行うものでございますが、企業活動に応じまして今年度中の交付見込みが減少したことから、3億627万円余を減額するものでございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。

(8)ものづくり産業等デジタル化推進事業は、コロナ禍で影響を受けた県内企業に対するデジタル機器等の整備の支援に要する経費でございます。この事業は、12月補正予算におきまして5,000万円を計上しておりましたが、企業からのニーズが引き続き高いことや国のコロナ交付金が繰越可能になったことなどを踏まえまして、今回、前倒しで2億円を増額するものでございます。

次に、(9)くまもと半導体産業推進ビジョン策定事業についてでございますが、TSMCの熊本進出を契機といたしまして、県内産業の振興と、それから県経済全体の成長につなげていくための新たなビジョンの策定に要する経費でございます。令和4年度中の策定に向けまして速やかに着手する必要があることから、今回前倒しで新たに6,382万円余を計上しているものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

産業技術センター費です。1億8,464万円余の減額をお願いしております。

主なものでございます。

3、試験研究費の新規外部資金活用事業（特別支援事業）につきましては、国の研究開発法人等からの受託研究を行うものでございますが、事業の採択件数が当初見込みよりも減少したことから、1億8,154万円余を減額するものでございます。

次に、表2段目の新事業創出促進費でござ

います。233万円余の減額をお願いしております。

くまもとクロス支援事業は、県内中小企業が行います革新的な技術の研究開発に対する助成でございますが、所要見込額が減少したことに伴い減額するものでございます。

以上、産業支援課では、合わせて2億3,486万円余の減額をお願いしております。

続きまして、48ページをお願いいたします。

繰越明許費です。

ものづくり産業等デジタル化推進事業、それからくまもと半導体産業推進ビジョン策定事業については、いずれも、46ページで御説明をいたしましたとおり、速やかな事業着手のため、今回前倒しで計上しておるものでございまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

いずれも、年度当初から業務委託を行う必要があり、債務負担行為をお願いするものでございます。

産業支援課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

2月補正予算説明資料の50ページをお願いいたします。

主なものを説明いたします。

1段目の計画調査費でございます。416万円余の減額補正をお願いしております。

内訳につきましては、右の説明欄を御覧ください。

(1)の電源立地地域対策交付金事業は、水力発電施設所在市町村に対する国からの交付金、(2)の石油貯蔵施設立地対策等交付金事

業は、石油貯蔵施設立地市及び周辺市町村に対する国からの交付金等でございますが、所要見込額が減少したことから、それぞれ393万円と23万円余の減額補正をお願いしております。

最下段の新事業創出促進費のくまもと県民発電所推進事業は、県民発電所事業計画への支援や普及促進等を行う事業でございますが、事業可能性調査支援事業補助金について、今年度は応募の見込みがないため、当初見込んでいた補助金1件分150万円の減額補正をお願いしております。

以上、エネルギー政策課としまして、職員給与費と合わせまして1,364万円余の減額をお願いするものでございます。

エネルギー政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の51ページをお願いいたします。

一般会計の工鉦業総務費として、1億400万円余の減額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧いただきたいと思っております。

2の(1)企業立地促進補助でございますが、これは、事業所等の新設や増設等に伴う補助でございます。当初見込んでいた企業等の操業開始が次年度以降に延期になったことにより7,000万円の減額をお願いしております。

また、(2)市町村施設整備促進事業は、企業誘致のための環境整備に取り組む市町村への補助でございます。IT企業の誘致のため公共施設をサテライトオフィスとして改築していた市町村の一部等が事業の計画を見直されたことに伴う減額でございます。

おめくりいただきまして、52ページをお願いいたします。

工業団地の整備や管理等を計上しております高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。7億4,100万円余の増でございます。後ほど財産処分議案でも御説明いたしますが、県が所有する工業団地菊池テクノパークを売却することに伴う予算の変更でございます。

右の説明欄をお願いいたします。

売却収入を得ることができましたので、これを元金の繰上償還等に充てるとともに、一部を一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

企業立地促進費補助の債務負担行為の変更でございます。

企業立地の補助金につきましては、交付額が多額になるものにつきまして、複数年度による分割交付を行っております。今回、企業の投資額が見込みより増加したことによる増額をお願いするものでございます。

資料、少し飛びまして、59ページをお願いいたします。

第22号議案、財産処分に係る議案でございますが、先ほど御説明させていただきました県が所有する菊池テクノパークについての売却でございます。

所在地は、菊池市旭志川辺、面積は、約12万8,000平方メートル。売却の相手方は、半導体関連の化学メーカー、東京応化工業株式会社で、予定価格は、16億7,400万円余を予定しております。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、寺野観光戦略部長。

○寺野観光戦略部長 おはようございます。

観光戦略部関係の議案の説明に先立ちまして、県内観光に対する新型コロナウイルス感染症の影響などについて御説明申し上げます。

観光戦略部では、コロナ禍における感染拡大防止と地域経済回復のベストバランスを目指し、感染防止対策の支援を行いながら、観光、物産関係事業者を下支えする取組を進めてきたところでございます。

中でも、くまもと再発見の旅による県内旅行助成の効果は大きく、事業を再開した昨年10月から3か月連続で宿泊客数は大きく増加し、昨年の12月には、感染拡大前の2019年の同月比でプラスになるまで回復しました。

しかしながら、年明けからの第6波の影響により、その助成も再び停止せざるを得ない状況となりましたが、今後の感染症の収束状況を見極め、改めて経済回復に向けた支援策を打ってまいります。

資料、60ページをお願いいたします。

令和3年度2月補正予算では、既存事業の執行見込みを踏まえた減額と併せ、コロナ臨時交付金をはじめ国の補正予算などを活用し、観光業や飲食業の事業者支援などを中心に、総額122億4,700万円余の増額をお願いしております。

主なものとしましては、第6波収束後に開始する宿泊、日帰り旅行の割引助成や県認証制度の基準に沿った感染防止対策に取り組む飲食店への支援などに要する経費を計上しております。

また、令和2年7月豪雨関連では、被災地における観光客受入環境整備事業などの支援に要する経費、熊本地震関連では、令和5年度にオープン予定の震災ミュージアム中核拠点施設の整備に要する経費について、増額計上を行っております。

あわせて、次年度への繰越し及び来年度の委託契約などに係る債務負担行為の設定についてもお願いしております。

以上、私からの総括説明とさせていただきます。

詳細につきましては、関係課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

説明資料の61ページをお願いいたします。

2月補正予算について、主なものを御説明させていただきます。

上段、一般管理費について、1,496万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明欄をお願いいたします。

観光交流政策課職員給については、先ほどから説明があつており、職員給与の補正につきまして、今年度の職員給与の実態に合わせて補正を行うものでございます。

以下、各所属につきましても同様でございますので、恐縮ですが、説明は省略させていただきます。

その下、『ONE PIECE』連携復興応援事業について、1,300万円を減額しております。

地域の伝統工芸や伝統文化、芸能と『ONE PIECE』を掛け合わせる熊本の魅力創造プロジェクトにおいて、新たに企画されていたプロジェクトの協議が今年度中に整わなかったことに伴い、減額するものでございます。

次に、諸費についてですが、新型コロナウイルス感染症流行に伴う渡航制限の影響により、これら国際交流関連事業の実施が制限され、当初予定しておりました事業ができなかったことにより、合計2,678万円余の減額補正をお願いしております。

62ページをお願いいたします。

防災総務費について、熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業に9億2,865万円余



の増額補正をお願いしております。

南阿蘇村の旧東海大学阿蘇キャンパスに予定しております体験、展示施設整備事業については、本年度9月補正予算において、債務負担行為の設定をお認めいただいたところですが、国の経済対策による地方創生拠点整備交付金を活用して整備を実施するため、2月補正にて今年度予算の補正を行うものでございます。

なお、体験、展示施設整備事業について、11月議会において入札不調の件を御説明申し上げたところですが、昨年末、再度予定価格の見直しを行い、入札の結果、落札されたところです。今議会には、仮契約の議案についてもお願いしておりますので御報告申し上げます。

続きまして、農業総務費について、175万円余の減額補正をお願いしております。

(1)は香港事務所、(2)はシンガポールに設置するアジア事務所について、それぞれ旅費等の減額をお願いしております。

63ページをお願いいたします。

商業総務費について、8億4,575万円余の増額補正をお願いしております。

商業指導費について、飲食店の認証取得を促進するため、基準に沿った衛生管理設備導入等に対する費用を助成する事業について、今年度の申請件数が想定の2,000件を超えることが見込まれることに加え、来年度に向けては、国の交付金を活用し、これまで申請を行っていない事業者に対する補助を実施したいため、増額補正を行うものでございます。

なお、来年度事業については、感染防止対策に要する経費が飲食店経営の経費として一般的なものになりつつあることを踏まえ、これまでの補助率10分の9を4分の3とする予定としております。

下段、観光費について、74万円余の減額補正をお願いしております。

2の国庫支出金返納金については、コンテ

ンツを活用した活力創造事業について、事業費確定に伴い国の地方創生推進交付金を返納する補正をお願いしております。

64ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

先ほど御説明申し上げました熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業及び飲食店認証取得促進事業について、今年度中の執行が完了できないため、併せて繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

最後に、65ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

1段目については、通訳・翻訳業務に係る委託契約、2段目については、県費留学生の宿舍借りに係る賃借料等、3段目については、熊本県外国人サポートセンターの運営に係る委託契約、4段目は、本県姉妹都市である台湾・高雄市に常駐する海外交流促進アドバイザーに係る委託契約であります。

いずれも、4月1日からの業務遂行が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いしております。

観光交流政策課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

説明資料の66ページをお願いいたします。

2月補正予算のうち、主なものについて御説明をさせていただきます。

右側説明欄2の観光客誘致対策費として、1億5,696万円の減額を計上しております。

(2)のオリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当初計画に比べましてインドネシアバドミントンチームの来日人数が減少したことやPCR検査単価の引下げ等に伴う減額でございます。

また、(4)の被災地域産業再興支援事業についてですが、令和2年7月豪雨被災地の観

光復興を後押しするため、観光客を受け入れる環境整備や具体的な誘客につながるプロモーション活動などきめ細やかな支援を展開するものでございます。

次に、67ページをお願いいたします。

(8) 宿泊事業者による感染防止対策等支援事業は、コロナ、ポストコロナを念頭に宿泊施設が行うサーモグラフィ、消毒液の購入などに係る感染症対策やワーケーションスペースの設置など、前向き投資に対する補助金なのですが、当補助金の実績に伴う減額でございます。

また、3の国庫支出金返納金として、6,201万円の歳出を計上しております。先ほど御説明させていただきましたオリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業の一部財源となっております国庫に係る返納金でございます。

以上、2月補正予算として、合計1億896万円余の減額をお願いしております。

次のページになります。68ページをお願いいたします。

繰越明許費といたしまして、2億1,050万円の設定をお願いしております。

コロナ禍を見据えて、国内外の旅行会社に観光素材、観光ルート、旅行商品等を提案するスマート観光提案型システムや補正予算で提案いたしました被災地域産業再興支援事業、野外劇場アスペクタの電設工事に要する経費などとして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次のページ、69ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加を2件お願いしております。

九州7県や民間事業者等で構成する九州観光推進機構、また、令和5年秋のツール・ド・九州開催に向けて設置する実行委員会事務局へ派遣する職員の宿舍借りに係る経費について、年度当初からの執行が必要とな

りますため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

観光企画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川寄観光振興課長 観光振興課でございます。

令和3年度2月補正について御説明させていただきます。

説明資料の70ページをお願いいたします。

観光費です。107億円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

主なものを説明させていただきます。

2、観光客誘致対策費です。

(1)のクルーズ船観光客受入体制強化推進事業は、主に八代港におけるクルーズ船入港に関する旅行会社、関係機関との連絡調整などに関する事業ですが、委託契約の執行残による減額でございます。

続きまして、(4)阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業ですが、国際線振興に係るプロモーション経費になります。新型コロナウイルスなどの影響によって、現在、国際線は運休しております。当初予定しておりました事業が実施できなかったため、減額をお願いするものでございます。

続きまして、(6)「くまもと再発見の旅」(追加分)及び次のページの(7)「GoToトラベル事業」(くまもと版)は、いずれも県内旅行の助成事業に要する経費でございます。

(6)は観光庁の地域観光事業支援の補助金を活用した事業ですが、これは、令和3年4月に36億8,000万円余の専決予算を御承認いただき、現在、くまもと再発見の旅として事業に取り組んでおります。補助金の上限額まで今回補正計上させていただくもので、増額補正をお願いしております。

(7)の「GoToトラベル事業」(くまもと

版)ですが、GoToトラベル事業は、国が今実施をされておりますが、コロナ感染症の影響によりまして停止をしておるところです。現在、国のほうで事業のスキームの見直しが行われておりまして、都道府県の事業として国のほうで検討がされております。95億円の内示が出ておりまして、95億円を補正として計上するものでございます。繰越しを前提として実施をさせていただく予定です。観光事業者を支援するため、切れ目なく旅行需要喚起策を展開してまいりたいと考えております。

続きまして、(8)くまもと再発見プロジェクトですが、これは、先ほどの旅行需要喚起策と連動して、豪雨被災地域への送客支援、具体的には、観光バスとかレンタカー利用の助成に要する経費及び本県を訪れた旅行者に配付する特典付の電子クーポンブックなどの製作に要する経費でございます。

続きまして、(9)修学旅行おもてなし支援事業ですが、修学旅行で本県を継続的に訪れていただいている学校に配付するノベルティの製作に要する経費でございます。

以上、合わせまして、補正額(B)欄のとおり、合計107億1,300万円余の増額をお願いするものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明させていただきます。

72ページをお願いします。

先ほど御説明しました「くまもと再発見の旅」(追加分)、「GoToトラベル事業」(くまもと版)、それからくまもと再発見プロジェクト、修学旅行おもてなし支援事業につきまして、今年度から来年度にかけて事業を実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

観光振興課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○池田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジ

ネス課でございます。

説明資料、73ページをお願いいたします。

まず、2月補正予算のうち、主なものについて御説明いたします。

1段目の農業総務費として、5,251万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄、県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、県内事業者の輸出の取組に対する国の補助金などですが、採択件数や事業費が見込みを下回ったこと等による減額でございます。

次に、3段目の商工施設災害復旧費につきましては、5,400万円の減額をお願いしております。これは、産業展示場の改修工事に伴う入札残等による減額でございます。

合わせまして、1億1,750万円余の減額補正をお願いしております。

おめくりいただきまして、74ページをお願いします。

次に、繰越明許費の設定でございます。

商工費として、2,190万円余の繰越しをお願いするものでございます。

産業展示場感染症防止対策事業は、トイレの洋式化や自動洗浄ユニットの導入を行うものでございますが、部品等の納期に遅れが生じる等工事期間に不足を生じるおそれがあるため、繰越枠の設定をお願いするものでございます。

次に、75ページをお願いします。

債務負担行為の追加を76ページを含めまして5件お願いしております。

いずれも、4月の年度当初から業務遂行が必要な事項について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

まず、1段目、2段目につきましては、農産物等の輸出に係る専門家や相談員あるいは上海事務所のスタッフに係る経費でございます。

3段目につきましては、大阪圏における県産品の販路拡大やPRのために配置する専門

スタッフに係る経費でございます。

4段目につきましては、熊本県物産館の仮設店舗及び倉庫の賃借に係る経費でございます。

おめくりいただきまして、76ページをお願いいたします。

e-コマース強化雇用創出事業につきましては、中小事業者のIT化支援を行う専門スタッフに係る経費でございます。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松村秀逸委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

まず、國武企業局長。

○國武企業局長 企業局でございます。

企業局関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係としまして、電気、工業用水道及び有料駐車場の3事業会計につきまして補正予算をお願いするものでございます。

説明資料の77ページをお願いします。

3事業会計の補正予算をまとめた総括表でございます。

最下段の合計欄を御覧ください。

3事業会計の収益的収支と資本的収支の合計ですが、補正額としましては、収入総額で2億5,866万円の減額、支出総額で2億4,715万円余の減額をお願いしております。

その主な内容としましては、3事業会計共通のものとして、収益的収支の職員給等の確定に伴う補正のほか、電気事業会計の資本的収支での緑川発電所リニューアル事業に係る工事内容の変更等に伴う工事費の減や、工業用水道事業会計の資本的収支での八代工業用水道における遥拝頭首工等改修事業負担金の増などがございます。

このほか、令和4年度当初から執行が必要な業務の債務負担行為の設定をお願いしております。

詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○亀丸総務経営課長 総務経営課でございます。

企業局の2月補正予算の内容について御説明いたします。

説明資料の78ページをお願いいたします。

初めに、電気事業会計でございます。

収益的収入、営業外収益の補正額71万円余の増額は、児童手当等の確定、また鳥インフルエンザ防疫業務従事に伴う時間外手当等について、一般会計繰入金を増額するものでございます。

収益的支出、営業費用の1,900万円余の増額は、職員給与費の所要見込額の増及び市房ダム管理負担金の確定に伴う増でございます。

79ページをお願いいたします。

資本的収入、企業債の2億4,900万円の減額は、起債対象である緑川発電所リニューアル事業の工事費が、次の資本的支出、建設改良費の1番目に記載にあるとおり減少したことに伴うものでございます。

資本的支出、建設改良費3億700万円余の減額は、緑川発電所リニューアル事業に係る工事内容の変更、具体的に申し上げますと、緑川ダムの渇水期間との関係でダムを管理する国との工程協議による取水口スクリーン更新工事を一部先送りすることに伴う工事費の減、また執行見込額の減、それから令和2年7月豪雨による荒瀬ダム関連工事の県道かさ上げ事業に係る計画見直しに伴う事業費の減

でございます。

また、企業債償還金3,400万円余の増額は、繰上償還に伴う償還金の増でございます。

80ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計でございます。

収益的収入、営業外収益の150万円余の減額は、児童手当等や企業債の償還利息の確定に伴う一般会計繰入金の減でございます。

収益的支出、営業費用の600万円余の増額は、職員給与費の所要見込額の増や、八代工業用水道において漏水に伴いコンセッションの運営事業者が施工した管路の修繕の実績見込みに伴う負担金の増でございます。

81ページをお願いいたします。

資本的収入、補助金の860万円余の減額は、本年度当初に要望しておりました苓北工業用水道の設備更新に係る国庫補助事業が不採択になったことによる補助金950万円余の減などがございます。

資本的支出、建設改良費の370万円余の増額は、八代工業用水道の球磨川からの取水口である遥拝頭首工等改修事業に係る工事費の確定に伴う負担金の増でございます。

また、企業債償還金50万円の増額は、償還元金の確定に伴うものでございます。

82ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計でございます。

収益的収入、営業外収益の14万円の減額は、児童手当の確定に伴う一般会計繰入金の減でございます。

収益的支出、営業費用の350万円余の減額は、職員給与費の所要見込額の減でございます。

83ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

まず、電気事業会計では、発電所設備の保守点検業務や情報処理関連業務の委託、事務機器等の賃借など、新年度の4月1日から実施するものにつきまして、本年度中に契約す

る必要があることから、それぞれ記載のとおり設定をお願いするものでございます。

最後に、84ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計におきましても、設備の保守点検委託業務等について、電気事業会計同様、記載のとおり設定をお願いするものでございます。

企業局は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いいたします。

○谷口労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案をしております労働委員会の補正予算について御説明をいたします。

説明資料の85ページをお願いいたします。

上段の委員会費でございますが、276万円の減額をお願いするものです。

右側の説明欄を御覧ください。

内容は、本委員会の委員報酬に係る所要見込額の減でございます。

その主な理由は、定例の会議や労働紛争事件の件数が当初の見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、下段の事務局費ですが、772万円余の増額をお願いするものです。内訳につきましては、右側の説明欄を御覧ください。

1の職員給与費につきましては、現在の職員の配置に応じた所要額を確保するため、989万円余の増額となるものです。

次に、2の運営費につきましては、主な理由として、新型コロナウイルス感染症の影響により、委員や職員が参加する予定だった県外における多くの会議や研修がウェブ開催となったため、旅費の所要見込額の減により、217万円余の減額となるものです。

以上、労働委員会としましては、最下段の496万円余の増額補正をお願いし、補正後の

予算の総額は、1億710万円余となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明してください。

なお、本日は先議の委員会でありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○松田三郎委員 資料、26ページ、市川課長の説明がありました。簡単な質問ですので。

御説明ありましたように、第4波、5波、6波が等々、後ろのほうにもありましたね、第1弾、第2弾——額的にどうしても多くならざるを得ない部分はあるんでしょうけれども、(1)の最初の黒ポツ、最初のポツのほうですね、簡単に言うと、ちょっと広めに多めに予算を用意していたけれどもそこまでの要望がなかった、申請がなかった、簡単に言うとそういうことだろうと思いますけれども、例えば、うちは要請に応じなくて営業をそのままするとか、あるいは、今少なくなったかもしれないけれども、申請が面倒くさいとか、いろいろな事情があって思ったよりも少なかったんでしょうけれども、課長としてはどういった事情でこれだけ減額するぐらいの事態に至ったというのをお考えか、まず1点目をお願いしたいと思います。

○市川商工政策課長 商工政策課です。

今回の営業時間短縮要請協力金について御説明させていただきます。

第4波、第5波と2回、蔓防も含めてあり

ました。この間、実は10回、専決とか補正予算という形で組ませていただいております。総額で約500億円の予算化をしております。

今回の協力金の仕組みですが、お店ごとの売上げとか売上げの減少額に応じて時短の協力金を支払うという形の事業スキームになっております。いわゆる待ち受けの予算になっております。

実績がどうだったかと、第4波、第5波の部分になりますが、まず実際の上がってきた店舗数ですが、これは、大体予算と同じぐらいの、県下全部にかかったときが8,000店舗弱ぐらいから協力金の申請が上がってきております。

それぞれの店舗の額に対して言いますと、待ち受けで3万円から10万円とか、2万5,000円から7万5,000円とか、売上げの申請額で変わってきますが、大体6割ぐらいの申請になっております。したがって、500億円予算を組んでいましたが、そのうちの6割を実際お支払いして、2割の200億円程度を今回補正で落としていただくという形になっております。

もう一つ、協力してくれたお店の状況ですが、こちらは見回りという形でお店のほうを回っております。

その結果で言いますと、大体4波、5波、今の6波もそうですが、98%ちょっとぐらいのお店が時短には協力していただいているという実態が出ております。

以上が時短協力金の状況です。

○松田三郎委員 すみません、ちょっとよく分からぬ。500億円ぐらい支出なり用意しておいた、全県だと8,000店舗、これの6割ぐらいが申請なさった、その6割というのは。

○市川商工政策課長 すみません、店舗数は予算の積算と大体同じような、想定していた

8,000店舗から申請があった、額のほうが売上げに応じて払うというところで、マックスの額で予算化しておりましたが、実際売上げの減少額というときには、マックスの6割ぐらゐの申請で上がってきたというような状況でございました。

○松田三郎委員 分かりました。

なかなか、そうですね、区分があって、さっきおっしゃった規模が大きかったり小さかったり、売上げがどうのこうの、掛ける8,000というとかかなりのこれぐらいの額になるんでしょう。

それを前提に、ちょっと言いにくいこともあるかもしれませんが、もちろん、通常コロナ前いろいろ営業なさっていた。そこそこ売上げもあった。あるいはそこそこ売上げがなかったところもあったかもしれぬ。だから、場所とか地域によっては、うちは協力を要請して数万円、区分があるでしょうけれども、もらったほうが結局プラスでありがたかったという人もいらっしゃる、なかなか満足した金額ではないというというような、これ当初からあったんでしょうけれども、課長の耳に入ってくるのは、この制度自体のそれぞれの評価といいますか、もうちょっとこうしてほしいとか、金額を言えば切りがないんだと思いますが、現行制度を前提として、もしかするとまた先であるかもしれませんので、どういうプラス、マイナス意見が上がってきているかなと思ひまして。一部だけでも教えていただければ。

○市川商工政策課長 時短の協力金に関しては、昨年度は一律でたしか4万円とかいう、売上げとか売上げの減少額にかかわらず一律4万円という形をさせていただいておりました、今年度に入っては、事業者の希望、売上げの状況とかを見た、そういう売上高、売上げの落ち方というような形で対応していつて

おりますので、今年度の制度に関してはうまくいったんじゃないかなと思ひしております。

もう1点は、今年度の特徴として、6波からですが、認証制度というのが入ってきて、認証店については、非認証店と額の差をつけくれという、お店、経済界からも要望があつておひまして、そこは第6波から差をつけた形でやつておひまして、そこも今度のやり方でうまいこといつているんじゃないかなと思ひしております。

以上です。

○松田三郎委員 分かりました。

当初から私もお願いというか思ひしておりましたけれども、おっしゃつたように、認証店、非認証店で差をつけるとか、あるいは一律ではなくて段階的に金額を変えるとなると、県のほうがかなり事務的にも余計煩雑になるんだろうなあというの思ひしておりましたので、恐らく我々が聞いている以上に何倍も県庁の方も大変さが増えたんだと思ひますが、やっぱりできるだけ用意した予算を使つていただくとか、あるいは同じやるんだつたら喜んで使つていただくとか、できるだけ、何度も改善あつたと思ひますが、手続も面倒くさいからやめたという人があまりいないように、どれも多分改善していただけると思ひしておりますので、引き続きまた——もう、こういうのがないにこしたことはないんでしょうけれども、次あつた場合にはできるだけ反省や検証を重ねてよりいいものにしていくことは必要だろうと思ひますので、要望としてお願いしておきたいと思ひます。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 すみません、70ページですね。観光振興課のくまもと再発見の旅ですけれども、今蔓延防止ということで止められて

いる状況ですけれども、これ大体、先ほどの説明では36億8,000万円だったですかね、予算で。今回追加でまず11億ということですが、現時点で、幾らぐらい今出ていつているんですか。

○川寄観光振興課長 現在利用いただいている人数、まず人数ですけれども、約36万人、40万人近い方に御利用いただいております。

金額については、まだ、いろいろ事務局のほうでやり取りをやっておりまして集計ができておりませんので、はっきりとした数字が言えませんけれども、申し訳ございません。

○松村秀逸委員長 よろしいですか。

○鎌田聡委員 好評な事業で早く再開をという声もありますけれども、一方で、感染状況ですね、気になる場所ですけれども、今後この事業がどうなるのかというような声も聞いておりますし、その下段の(7)のG o T oトラベル事業ですね、全くこの説明文同じ内容ですから、こことの違いというのが分かりづらいし、くまもと再発見の旅がいつまでどうなるのか、重なってまたやっていくのか、その辺の考え方を話ししていただいているんですか。

○川寄観光振興課長 くまもと再発見の旅については、現況の助成内容、1万円以上が5,000円割引、それから2,000円のクーポンの配付というような制度で継続させていただきたいと考えています。

あとG o T oトラベル事業の熊本版、これは、国のほうで今まさに予算の議論をされておる真っ最中でして、G o T oトラベルが当初スタートしたときは、割引率が35%でした。これが、昨年得た情報によりますと、徐々に割引率を低減させていく、例えば、今実際コロナの感染の広がりできませんでした

が、1月の末以降実施を予定されておりましたその割引率が大体30%、それから都道府県版として動かすゴールデンウィーク後の割引率が20%を上限という形で制度の検討がされているというところまでは聞いております。

くまもと再発見の旅とG o T o熊本版が並走するような事態も場合によっては出てくると思いますが、併用はやらないという方向でおります。今とにかくG o T oトラベルのほうで、都道府県版のほうで、正確な情報がまだはっきりと見えておりませんが現状でございます。

○鎌田聡委員 分かりました。今感染状況を含めてなかなか先のことの見通しは難しいと思いますけれども、再発見の旅につきましては、非常に期待する声も一方でありますので、予算がまだ結構あるようですから、反省点を含めてしっかり対応していただきたいと思っておりますということと併せて、この地域限定のクーポン券については、利用止めないでいいんじゃないかという声も聞いているんですけれども、これも今止まっているわけですよ。クーポン券を使うこと自体も。その辺はどうしてなんですかね。

○川寄観光振興課長 地域限定クーポンの財源がですね、国からの地域観光事業支援の補助金を活用させていただいております。

これの利用条件が、県のリスクレベルの3になったときはこの補助金がもう停止という形、使えないようになっております。

したがって、クーポン券はこの財源を使っておりますので、3になった時点でこのクーポン券を一旦停止させていただいているという状況でございます。

○鎌田聡委員 分かりました。では、レベルが下がれば使えるということによろしいんですね。



○川寄観光振興課長 そこら辺、感染状況をまた見ながら、再発見の旅のスタートと併せましてまた御案内をしたいと思っております。

○鎌田聡委員 分かりました。よろしく願います。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○坂梨剛昭委員 先ほどの松田委員の関連になるんですけども、26ページ、認証店が今7,500店舗ということではあるんですが、この認証を受けたからということで感染状況が大分抑えられているというふうな効果とか、認証を受けてないから感染が非常に心配されるとか、そういった状況はどうなんでしょうか。その認識を教えてくださいなと思っております。

○市川商工政策課長 第6波の分に関して言いますと、オミクロンがいろんなところから出て感染しているというのがありましたが、認証店からクラスターというのはたしか出てないんじゃないかなと思っております。その分やっぱりいろんな感染防止やっていたので、効果は出ているんじゃないかなとは思っております。

○坂梨剛昭委員 そのような効果が出ているというならですね、引き続き、そういった指導とかやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

次、37ページの外国人材受入事業者支援事業ということで、今入国に関して技能実習生も含めて労働者の入国緩和が1日大体5,000人というふうなことで言われてはいるんですが、今熊本のほうで労働力がどれだけ、外国人の働いている方々、どれだけ不足している

のかというのは、今現在はどうでしょうか。

○中川労働雇用創生課長 外国人の人材につきましては、現在、熊本県内に約1万3,000人ほどいらっしゃいます。このうち技能実習生につきましては、7,700人ほど県内にいらっしゃいます。これは、昨年度と比べますと、昨年度が8,500人いらっしゃいましたので、約9%ほど技能実習生につきましては、少し減少しているという状況でございます。

以上です。

○坂梨剛昭委員 では、例えば農家さん、また工業、企業も含めてですね、技能実習生の申請を出しているけれども、半年たっているけれどもまだ来ないとか、そういったこととかも私のほうでちょっと聞いたりとかするんですけども、大体何名ぐらいが今待機しているとか、待っているという方の把握はどうでしょうか。

○中川労働雇用創生課長 具体的な待機人数というのは、私どもでは現在把握しておりませんが、委員御指摘のとおり、相当数が待機されているという状況は伺っております。

国の方針によりますと、3月から順次外国人についても入国が緩和されると。観光客を除いてですね。さらに受入れ人数も3,500人から、3月から5,000人程度拡大していくというふうな情報を聞いております。こういった緩和のほうも随時広がっていくと思いますので、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○坂梨剛昭委員 引き続き、ぜひよろしく願います。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 すみません。すぐ終わります。資料69ページ、脇課長にちょっとお尋ね。また機会があったら別のときに詳しくで結構ですけれども、ツール・ド・九州というのは、もうここ数年前から、上にあります九州観光推進機構とかからいろいろアイデアとか構想があっていたようでございますが、今日はちょっと、令和5年の秋に開催予定と御説明ありました。このときの開催の主体がどこなのかが1点と、県としてはいつから何人派遣しているのか。そこだけ今ちょっと教えてください。

○脇観光企画課長 ツール・ド・九州の実施主体についてでございますけれども、もともとは九経連のほうに事務局を置かせていただくという形になっておりました。

ところが、今後の予算執行のことも踏まえて、九経連のほうで新たに法人をつくって、ツール・ド・九州事務局みたいな法人を設置する方向で今話を進めているところでございます。

それと、あとその法人に対しての派遣なんですけど、この4月から派遣という形になっておりまして、現在は、その実行委員会を整備するに当たって、直接観光企画課のほうとそれから福岡、大分県の所管課のほうで、九経連と議論しながら事務作業は進めております。

○松田三郎委員 法人までつくってということでしたら、1回限りじゃなくて続けてというような構想なんでしょうね。そこだけ。

○脇観光企画課長 あくまで令和5年というのは第1回目でございます。今後の経済活動、経済効果、九州全体に広げるために、箇所数も含めて複数年で開催を行いたいというふうに今考えています。

ただ、周期がいつになるかというのは、今のところ確定をしているところではございません。ただ複数年やることは、多分大丈夫だと思っています。

○松田三郎委員 いいです。

○松村秀逸委員長 ほかにございませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩いたします。

午後0時21分休憩

午後0時26分開議

○松村秀逸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第10号、第14号から16号まで、第18号、第20号、第22号及び79号について、一括して採決したいと思います。御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外9件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外9件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございませんか——なければ、以上で本日の議題を終了いたします。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付してお

ります。

それでは、これもちまして第10回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後0時27分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長